

# 保健関係

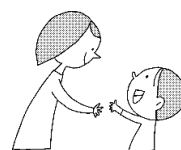
## 新1年生の保護者の皆様へ



### 1 身につけておきたい生活習慣

- (1) 早寝・早起き・・・十分な睡眠時間と朝はゆとりをもって登校準備ができるように配慮してあげてください。  
就寝時刻の目安 9時まで  
起床時刻の目安 6時30分まで（家を出る1時間前）
- (2) 朝ごはん・・・朝食は1日のエネルギー源です。主食（ごはん・パン）、おかず（主菜と副菜）をそろえてあげてください。
- (3) 排便・・・朝からうんこを出す習慣をつけましょう。
- (4) 洗顔・歯みがき・・・毎朝の洗顔と食後に歯をみがく習慣をつけましょう。みがき残しがなか見て、仕上げ磨きをしてあげてください。
- (5) 手洗い・うがい・・・病気やその他の感染症予防のために、石けんをつけての手洗いとうがいの習慣をつけましょう。
- (6) その他・・・清潔なハンカチ、ちり紙を持たせてください。爪は短く切って清潔にしてください。

### 2 登校前の健康観察



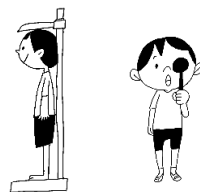
- (1) いつもと調子が違うと思われる時は、体温を測り、体調をよくみてあげてください。熱が高い時などは無理をせず、家で休養をとるようお願いいたします。  
【朝の健康観察のチェックポイント】  
\* 顔色はどうですか？ \* 食欲はありましたか？ \* 変わった様子はないですか？
- (2) 欠席する時は、必ず学校へ連絡をお願いします。

### 3 健康診断

毎年4～6月に定期健康診断を行います。学校での健康診断は、生涯の健康を目指した学校教育の一環として実施します。

身長・体重、視力・聴力検査、尿検査、心電図検査、内科検診、歯科検診

※色覚検査は希望者のみ実施します。



健康診断の結果、精密検査や治療の必要がある場合は通知します。早めに受診される事をお勧めいたします。就学時健康診断で専門医への受診や相談が必要だったところは、入学までに済ませてください。

### 4 学校医等

健康診断や健康相談でお世話になっています。

- |        |        |         |
|--------|--------|---------|
| ・学校医   | 森医院    | 森 礼史先生  |
| ・学校歯科医 | 山崎歯科医院 | 山崎柳太郎先生 |
| ・学校薬剤師 | もとやま薬局 | 元山久美子先生 |





## 5 日本スポーツ振興センターについて

(1) お子さんが学校管理下（決まった通学路での登下校中、授業中、休み時間、遠足や運動会などの学校行事等）において発生した負傷や疾病に対し、医療機関で治療を受けた場合に必要な給付を行う制度です。

※給付の対象は、治療費の総額が5,000円以上の場合となります。  
（保険証を使用して自己負担が1,500円以上）

(2) 学校管理下でけがをして、下校後や後日病院で治療を受けた場合は、学校にお知らせください。

◎平成25年度から、日本スポーツ振興センター災害給付制度の支給内容が変わっています。  
南島原市では、子育て家庭の経済的軽減と福祉の向上を図るために、平成25年4月1日から「こども医療支援事業」（こども福祉医療費）が実施されています。  
早目に申請をされますようお願いいたします。

## 6 学校感染症・出席停止について

※学校において予防すべき感染症（学校感染症）

分類	感染症名	出席停止期間
第1類	エボラ出血熱、痘そう、南米出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2類	インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん（三日はしか） 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核・髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで 特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで 解熱後3日を経過するまで 腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状消退後2日を経過するまで 病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第3類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎 ----- その他の伝染病 （溶連菌感染症、感染性胃腸炎 ヘルパンギーナ、伝染性紅斑 手足口病、ウイルス性肝炎 マイコプラズマ感染症など）	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで ※その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です

これらの感染症にかかった場合は、感染予防のため「出席停止」の措置をとることになっています。  
医師から感染症の診断を受けましたら、必ず学校に連絡をお願いします。

## 7 「保健調査票」の記入について

健康診断の事前調査として必要です。

該当欄に記入され、2月22日（木）までにご提出ください。

【保健調査票】

\*6年間使用します。

\*緊急連絡先の記入をお願いします。

\*学校に知らせておきたいことがある場合には、詳しくご記入ください。

\*整形外科の項目については、別資料「四肢の状態」チェックシートを参考にして  
チェックをお願いします。

※子どもたちがけが等で病院での処置を必要とする場合の緊急対処法

○原則として、保護者の方に連絡し、来校してもらい病院に連れて行ってもらいます。

○緊急時や保護者との連絡がとれない場合は、保健調査票に書かれたかかりつけの病院へ直接  
連れて行きます。

## 8 保健室より

- (1) 保健室は、子どもたちが元気に生活できるようお手伝いするところです。
- (2) 学校でけがをした時は、保健室で応急処置をします。継続した手当はご家庭でお願いします。
- (3) 原則として、内服薬は使用しません。
- (4) 保健室には必要な場合に備え洋服の着替えを準備しております。ご家庭で洗濯の後、返却をお願いします。
- (5) 学校生活はいろいろな体験があって、とても楽しいところです。と同時にストレスを感じることもあります。毎日お子さんと話をされ、お子さんの体験をゆっくり聞いてあげてください。

